平成２４年（フ）第３９６号
大阪府貝塚市石才186番地10
債務者　岩田真砂美（旧姓前山・小西）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
大分県日田市淡窓１丁目２番22号　フレグランスステラ202号
債務者　髙瀬さおり
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第５３１号
千葉県習志野市谷津４丁目８番７―104号、住民票上の住所千葉県市川市原木３丁目１番５―203号　ウェルフェアグリーン原木
債務者　後藤　　瞳
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１６号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区15棟108号
債務者　篠田久仁子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４３号
名古屋市港区神宮寺２丁目823番地　センチュリーパーク神宮寺502号
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２４号
兵庫県姫路市広畑区蒲田１丁目128番地グリーンヴレッジＡ―102
債務者　北爪鉄筋こと　北爪　英樹
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市御立西２丁目10番23号、従前の住所兵庫県姫路市御立中７丁目５番30号
債務者　上野　育代
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４２号
兵庫県姫路市北平野６丁目１番１―304号グリーンハイツ北平野
債務者　高谷由美子（旧姓谷藤）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８８５０号
埼玉県川口市北原台１丁目17―23―101
債務者　小林　由香
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８７８号
東京都江東区大島４丁目１―１―317
債務者　高山　佳樹
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８８９号
東京都品川区大井５丁目11―６―305
債務者　佐藤　修一
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８９０号
東京都品川区大井５丁目11―６―305
債務者　佐藤　結花
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９１６号
東京都東村山市本町３丁目５―34　シティコーポパルナス東村山本町パート６―401
債務者　小野　宗人
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９１７号
東京都東村山市本町３丁目５―34　シティコーポパルナス東村山本町パート６―401
債務者　小野　貴子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９２１号
千葉県富津市二間塚1942―28―103
債務者　石田　珠美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９２３号
神奈川県横浜市磯子区洋光台１丁目25―２―103
債務者　室橋まち子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部